

仕様書

1 件名

船橋労働基準監督署 電話機設備更新工事

2 施工場所等

名 称： 船橋労働基準監督署
住所等： 〒273-0022 船橋市海神町 2-3-13
連絡先： 047-431-0181
担当者： 業務課長 豊田（とよだ）

3 施工時期

令和 8 年 3 月 29 日（日曜日）まで

4 工事概要

船橋労働基準監督署に設置された電話主装置、電話機等の電話機器一式（配線は既存利用、必要があれば新規で増設）を更新及び増設をする。電話機の設置場所、内線番号及び増設する電話機の設置場所は別紙 1 「電話機配置図」のとおりとする。

5 納入範囲

材料手間運搬等一式請負とする。また、工事により排出した廃棄物の処分についても工事範囲に含む。

6 施工条件

- (1) 公共建築改修工事標準仕様書に準じて施工を行うこと。
- (2) 本件作業に必要な資格を有する者が監督し施工すること。
- (3) 工事可能日は、閉庁日（土日祝日）とする。時間は、原則として 8 時 30 分から 17 時 00 分までの間とする。いずれも、担当者の了承を得たときはこの限りではない。
- (4) 工事用車両の駐車場及び資機材等の置き場所は、原則として敷地内とする。
- (5) 施工にあたっては、必要な養生を施し、安全確保に努めること。
- (6) 施工完了後、発生した廃材、ごみ等を回収し適正に処分すること。
- (7) 契約後、関係法令等に基づき必要に応じて石綿の事前調査及び結果報告を行うこと。石綿の使用が認められた場合には必要な措置を示した見積書の作成を行うこと。

7 仕様等

船橋労働基準監督署に設置された電話機器一式を更新及び増設する。この際、配線は原則既存の配線を利用することとし、増設が必要な分は新規で配線を設置する。電話機の設置場所、内線番号及び増設を希望する電話機の設置場所は別紙 1 「電話機配線図」のとおりとする。

(1)機器について

【新規機器仕様】

設置場所及び内線番号は別紙1「電話機配線図」参照。

ひかり電話 (BRI) 8ch / 8ch (現用/実装)
一般回線 5回路 / 16回路 (現用/実装)
多機能内線 80回路 / 96回路 (現用/実装)
24ボタン以上多機能電話機 : 79台
24ボタン以上停電直通用電話機 : 1台
一般コードレス電話機 : 2台
電話主装置 : 1台
配線 : スタ一配線

【新規機器参考商品】

○電話交換機本体

●MXB-BCBTACCUBRMTA

MXB 基本キャビネット CCUB 遠隔保守セット A 1式

●MXA-ECBT1A

MXA 増設キャビネット 1A 1式

●MXA-34AHBATT

MXA 34AH バッテリーアークス A 1式

●MXA-BATTBOXA

MXA バッテリーボックス A 1式

●MXA-8DLINA

MXA 8回路デジタル電話機ライン回路 A 6式

●MXA-P8DLINA

MXA 増設8回路デジタル電話機ライン回路 A 6式

●MXA-16SLINC

MXA 16回路単独電話機ライン回路 C 1式

●MXA-8COTA

MXA 8回路局線トランク A 1式

●MXA-4 ITCA

MXA 4回路IインターフェーストランクA 2式

●MXA-4 PFUA

MXA 4回路停電直通切替ユニットA 1式

●HI-2 4G-TELSDA

HI-2 4G-多機能電話機 SDA 79台

●HI-2 4G-TELPPFA

HI-2 4G-多機能電話機 PFA 1台

○一般電話機・その他機器

●JD-SF 3 CL-W

一般コードレス電話機 2セット

●AT-1000

留守番電話装置 1台

●AT-4000N

4回線音声応答装置 1台

その他

- ・ 電話主装置に停電時にも3時間以上通話可能なバッテリーを搭載していること。
- ・ 最大同時通話数16chまでとすること。
- ・ 業務終了時刻に自動的に留守番電話に切り替える機能を有し、切り替える時間は番号ごと、曜日ごとに設定可能であり、かつ手動での切り替えも可能な機能を有すること。
- ・ 留守番電話は40時間以上録音が可能のこと。
- ・ 卓上多機能電話機にボタン24個程度を有すること。
- ・ ナンバーディスプレイ、着信履歴、発信履歴機能を有していること。
- ・ 保留、転送、再ダイヤル、不在、電話帳、短縮の機能を有していること。
- ・ 電話機の手動操作により40時間程度の通話録音が可能であり、録音した音声をPCにバックアップすることが可能な機能を有すること。
- ・ 近隣の電話機に内線呼出があった場合に、自席の電話機で代理応答可能な機能を有すること。
- ・ 全電話機共通の短縮番号が100件以上登録可能な機能を有すること。
- ・ 停電直通用多機能電話機はバッテリー補償時間経過後自動的にアナログ回線と直結になり外線への発信と着信ができるようになること。

(2) 工事について

一般的事項

- ・ 電話主装置は既存場所と同位置に設置とすること。
- ・ 既設の電話機配線は流用可能なものは全て流用し、必要に応じて撤去及び新規に配線の設置を行うこと。
- ・ 電話設備設置後、現在の短縮番号登録データを、新設電話機にデータ移行し、登録すること。
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書に準じて施工を行うこと。
- ・ 本件工事に必要な資格（A I － D D 総合種）を有する者が監督し、施工すること。
- ・ 平日に作業等を行う場合、来庁者等が庁舎内を通行するため、妨げとならないよう留意すること。
- ・ 電話機の設置・配線の際に什器類等が障害となる場合、軽微な移動で対応できる場合は、受注者が什器類等の移動を行い、作業後に元に戻すこと。但し、軽微な移動で対応できない場合には、担当者と協議すること。
- ・ 施工後正常に稼働することを確認し、施設担当者に使用方法を説明すること。
- ・ 施工後の電話配線図を作成し提出すること。

(3) コールセンターを導入しているため、コールセンター業者と必要な調整を行うこと。

【コールセンター業者】

ソフトバンク株式会社

法人事業統括 クラウドインテグレーション本部

UCデザイン統括部 コミュニケーションS E部 第2課

監督署コールセンター担当者

電話番号：080-3276-1179

- ・現在使用中の回線番号については、別紙2「回線番号一覧」に記載のとおりとする。
なお、回線の使用状況については契約締結後に別途詳細を提示するものとする。

8 再委託

- (1) 業務実施に当たり、委託業務の全部を第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3項に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 業務の一部について再委託する場合には、受託者はあらかじめ再委託先の相手方の名称及び所在地、再委託する業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について、様式1「再委託承認申請書」を作成し、千葉労働局総務部総務課会計第二係へ申請し、承認を得ること。ただし、当該再委託金額が50万円未満のときはこの限りではない。
- (3) 再委託先から更に第三者に委託が行われる場合は、履行体制を把握するために当該第三者の名称及び所在地、委託をする業務の範囲等を記載した様式3「履行体制図」を提出すること。
- (4) 再委託又は履行体制について変更をするときは、速やかに様式2「再委託に係る変

更承認申請書」または様式4「履行体制図変更届出書」を提出し承認を得ること。

- (5) 原則として、契約金額の2分の1以上の再委託は承認しないこととする。
- (6) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

9 留意事項

- (1) 契約後は、施工に際し知りえた秘密・情報等は、漏らしてはならない（守秘義務）。
- (2) 工事完了後は、千葉労働局検査職員の検査を受け、合格しなければならない。
- (3) 入札書提出前に必要に応じて現地確認を実施し、本件工事に必要となる部材等の確認や現場担当者から仕様の確認を行うこと。現地確認せず見積書を提出し契約締結した場合、契約後の仕様等の不明を理由とした契約変更、解除は認められないで十分留意すること。
なお、確認の際は事前に「2」の担当者へ連絡し、承諾を得ること。
- (4) 事前確認時及び工事の際は来庁者、職員等の妨げにならないよう細心の注意を払うこと。
- (5) 工事実施に当たり、予測できない工事箇所が判明し、見積金額を上回る費用が発生する場合は、必ず施工前に千葉労働局へ連絡し協議を行うこと。
- (6) 工事完了後に工事前、工事中、工事後の写真を添付した「完了報告書（任意様式）」を作成し提出すること。また、宛名を「支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長」とすること。

10 支払い

- (1) 工事完了後、千葉労働局検査職員の検査に合格し、適正な請求書を受理してから30日以内に、契約業者指定の銀行口座に振込み支払うこととする。
- (2) 請求書には件名、宛名、契約者住所・代表者名、金額を標記すること。
- (3) 請求書の宛名は「官署支出官 千葉労働局長」とすること。
- (4) 施工期限内に工事完了が困難な場合には、その事由を記して期限内に延期の申し出をすることができる。この場合、契約担当官等はその申し出が正当であると認めたときは、遅滞料を徴した上で作業日時の延期を許可することができる。遅滞料は期限の翌日より起算し、契約金額に対し年3.0%に相当する金額とし、契約金額から差し引くこととする。ただし、遅滞が天災地変等の不可抗力によるものであると、契約担当官等が認めたときはこの限りではない。

11 その他

その他、本仕様及び資料に定めがない事項等の疑義が生じた場合は、12契約担当者まで問合わせること。

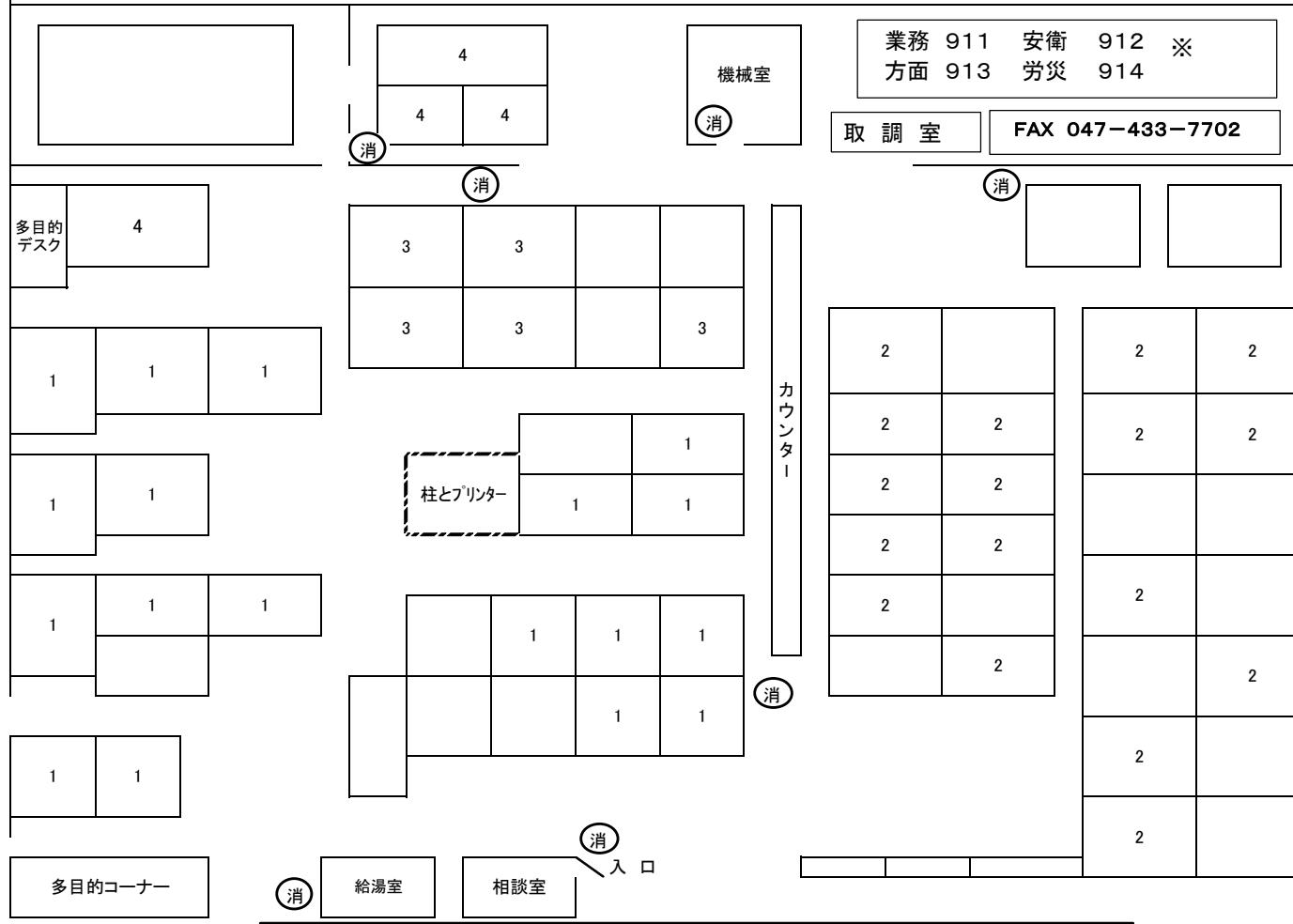
1 2 契約担当者

千葉労働局 総務部総務課 会計第二係 井岡（いおか）
〒260-8612 千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第2地方合同庁舎 2階
TEL 043-221-4311 Mail ioka-kazuki.zb2@mhlw.go.jp

別紙1電話機配置図

〒273-0022 船橋市海神町2-3-13 T E L 047-431-0181 F A X 047-433-7702

ダイヤルイン：1方面 431-0182 2 労災 431-0183 3 安衛 431-0196 4 業務 431-0181



(消) = 消火器

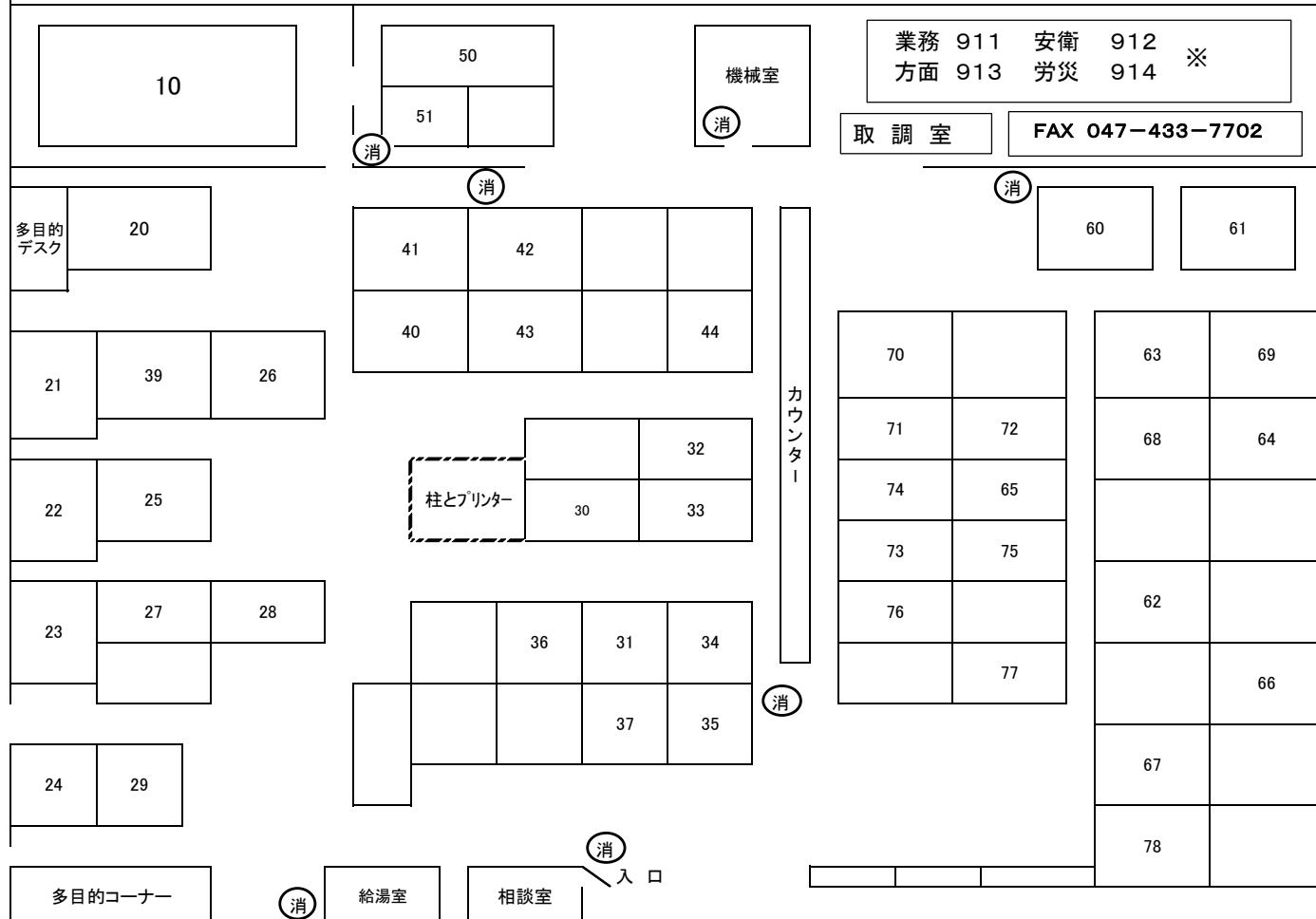
※「業務911 安衛912 方面913 労災914」は各部署ごとの内線番号。この3桁の番号に内線をかけると対応する部署のダイヤルインが設定されている電話機全てに着信が鳴るようにする

船橋労働基準監督署 2階 現状のダイヤルイン鳴動場所

別紙1電話機配置図

〒273-0022 船橋市海神町2-3-13 T E L 047-431-0181 F A X 047-433-7702

ダイヤルイン：1方面 431-0182 2 労災 431-0183 3 安衛 431-0196 4 業務 431-0181



(消) = 消火器

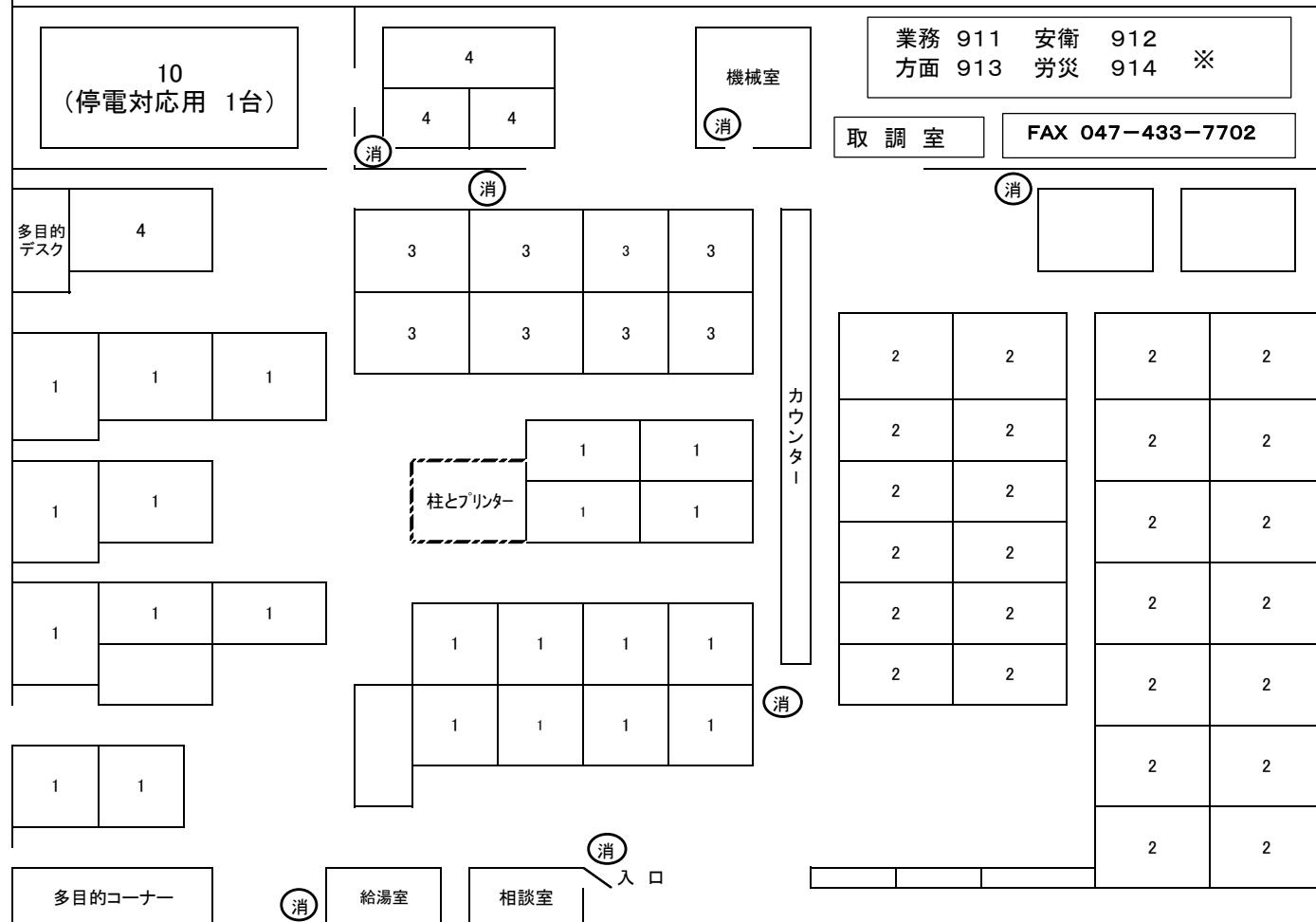
※「業務911 安衛912 方面913 労災914」は各部署ごとの内線番号。この3桁の番号に内線をかけると対応する部署のダイヤルインが設定されている電話機全てに着信が鳴るようにする。

船橋労働基準監督署 2階 現状の電話機設置位置と内線番号

別紙1電話機配置図

〒273-0022 船橋市海神町2-3-13 T E L 047-431-0181 F A X 047-433-7702

ダイヤルイン：1方面 431-0182 2 労災 431-0183 3 安衛 431-0196 4 業務 431-0181



消 = 消火器

- ・新規の24ボタン以上多機能電話 機79台のうち8台は、電話主装置に繋がず、ストックとして保管する。

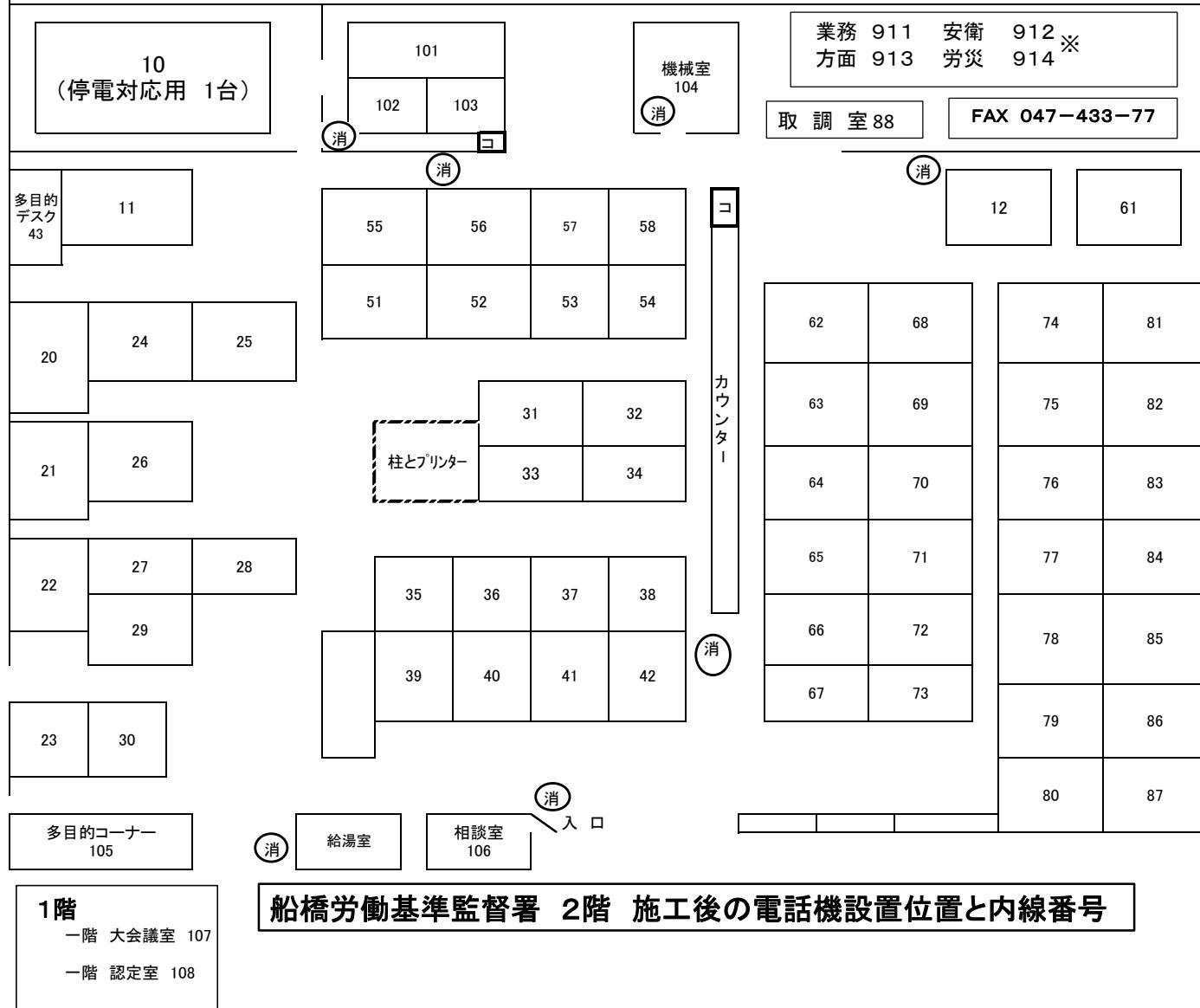
※「業務911 安衛912 方面913 労災914」は各部署ごとの内線番号。この3桁の番号に内線をかけると対応する部署のダイヤルインが設定されている電話機全てに着信が鳴るようにする。

船橋労働基準監督署 2階 施工後のダイヤルイン鳴動場所

別紙1電話機配置図

〒273-0022 船橋市海神町2-3-13 T E L 047-431-0181 F A X 047-433-7702

ダイヤルイン：1方面 431-0182 2 労災 431-0183 3 安衛 431-0196 4 業務 431-0181



□ 一般コードレス電話機

○ = 消火器

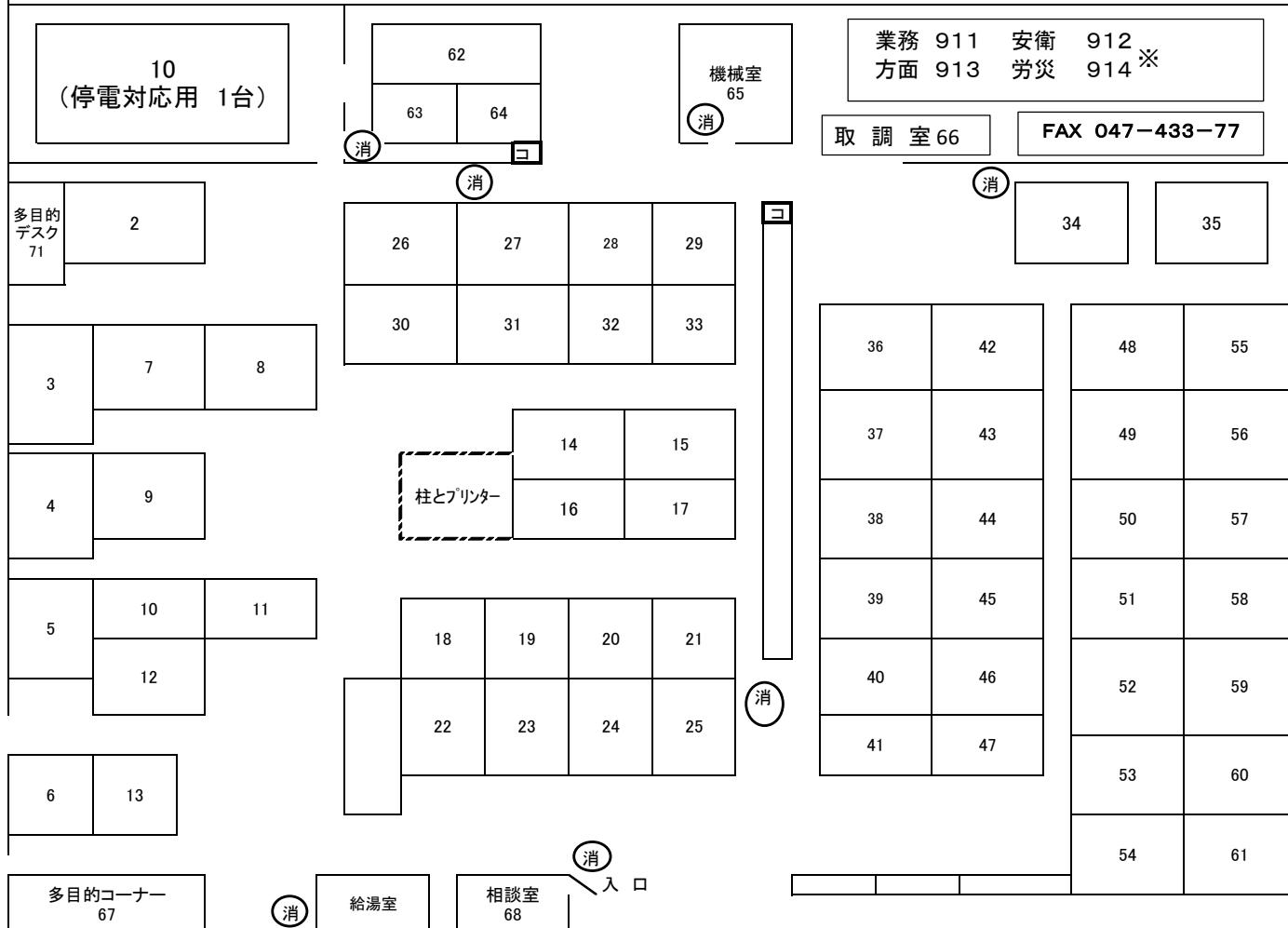
・新規の24ボタン以上多機能電話 機79台のうち8台は、電話主装置に繋がらず、ストックとして保管する。

※「業務911 安衛912 方面913 労災914」は各部署ごとの内線番号。この3桁の番号に内線をかけると対応する部署のダイヤルインが設定されている電話機全てに着信が鳴るようにする。

別紙1 電話機配置図

〒273-0022 船橋市海神町2-3-13 TEL 047-431-0181 FAX 047-433-7702

ダイヤルイン : 1 方面 431-0182 2 労災 431-0183 3 安衛 431-0196 4 業務 431-0181



1 階

一階 大会議室 69

一階 認定室 70

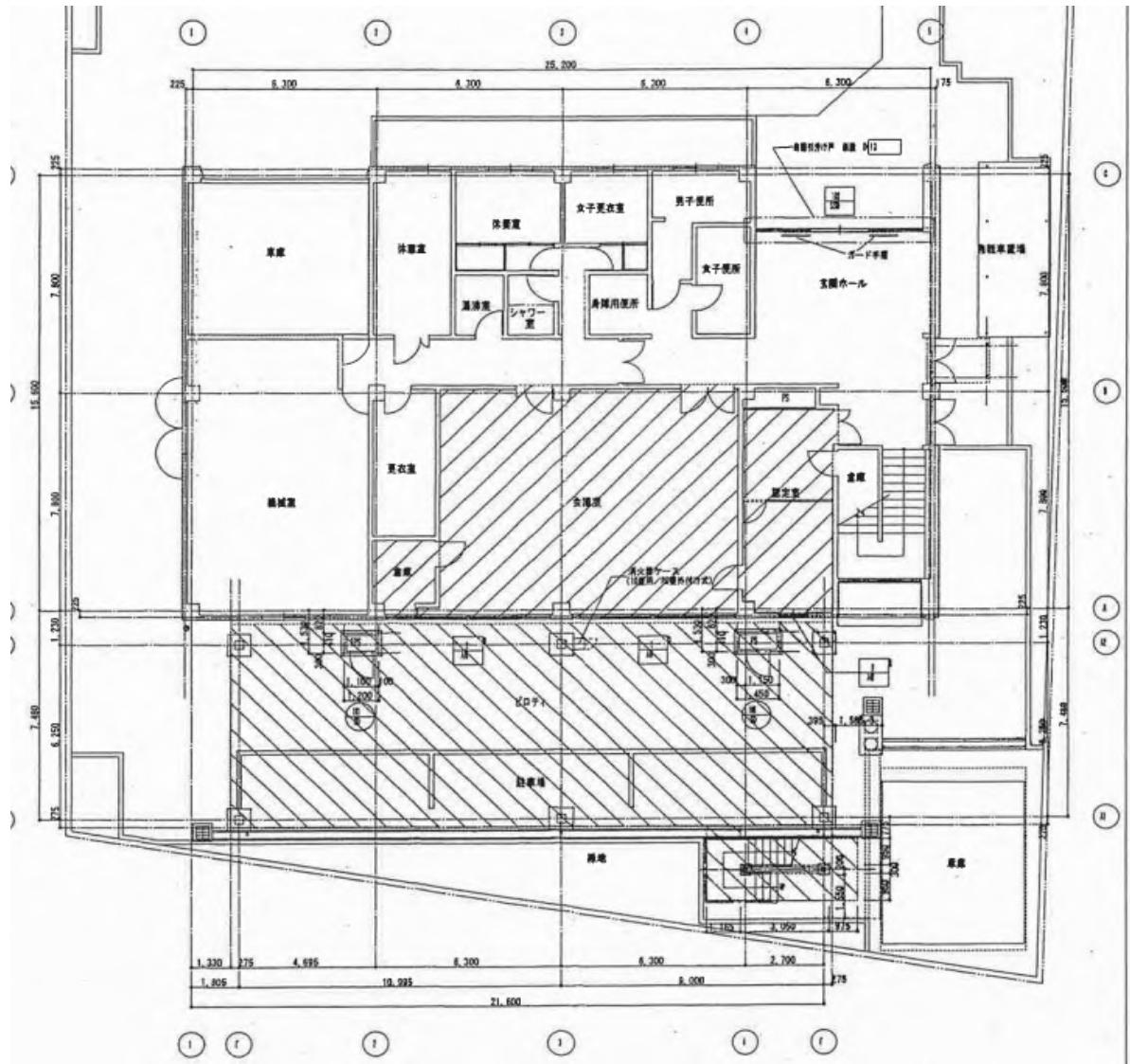
(参考)船橋労働基準監督署 電話機の設置台数一覧

二一帆コードレフ電話機

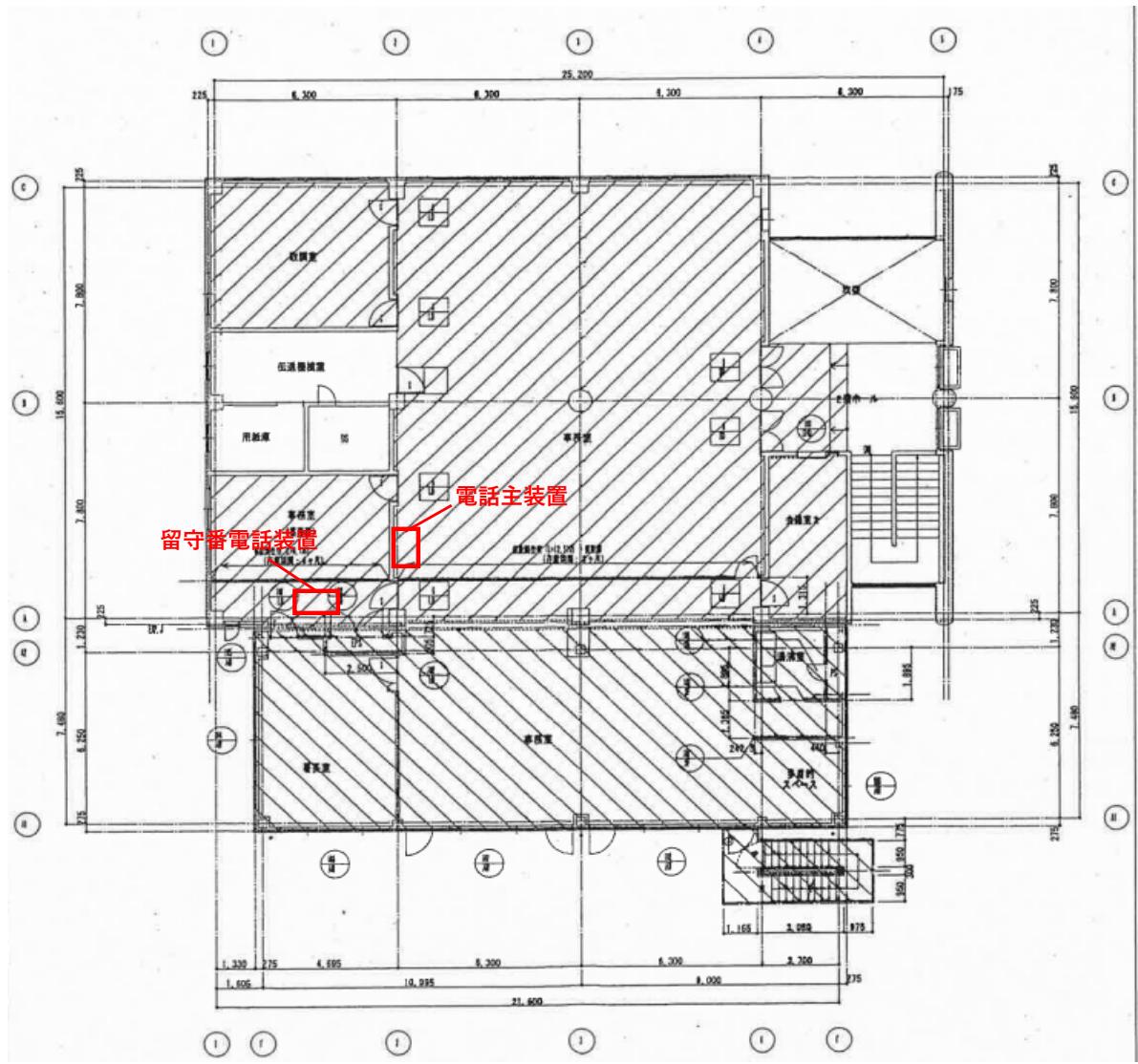
消 = 消火器

・新規の24ボタン以上多機能電話 機79台のうち8台は、電話主装置に繋がず、ストックとして保管する。

※「業務911 安衛912 方面913 労災914」は各部署ごとの内線番号。この3桁の番号に内線をかけると対応する部署のダイヤルインが設定されている電話機全てに着信が鳴るようにする。



船橋労働基準監督署 1階 平面図



船橋労働基準監督署 2階 平面図

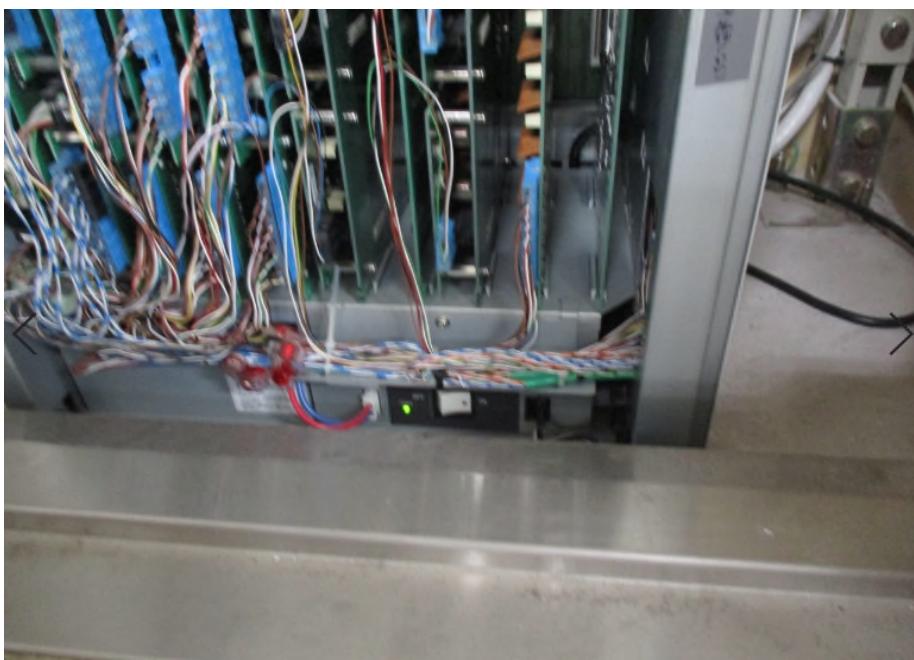


船橋労働基準監督署

2階

電話主装置

(外観)



船橋労働基準監督署

2階

電話主装置

(内部)



船橋労働基準監督署

2階

留守番電話装置

別紙2 回線番号一覧

船橋労働基準監督署

	回線番号
1	047-431-0182
2	047-431-0196
3	047-431-0183
4	047-773-9374
5	047-773-9375
6	047-773-9376
7	047-773-9377
8	047-773-9378
9	047-773-9379
10	047-773-9380
11	047-773-9381
12	047-431-0181
13	047-431-0185
14	047-431-0184
15	047-433-7702

様式1
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

再委託承認申請書

標記について、下記のとおり申請いたします。

記

件 名 船橋労働基準監督署 電話機設備更新工事

- 1 再委託業者名称 :
- 2 再委託業者所在地 :
- 3 再委託の業務範囲 :
- 4 再委託金額 :
- 5 再委託を行う合理的理由 :
- 6 その他必要と認められる事項

様式2
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：

名 称：

代表者氏名：

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式3
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

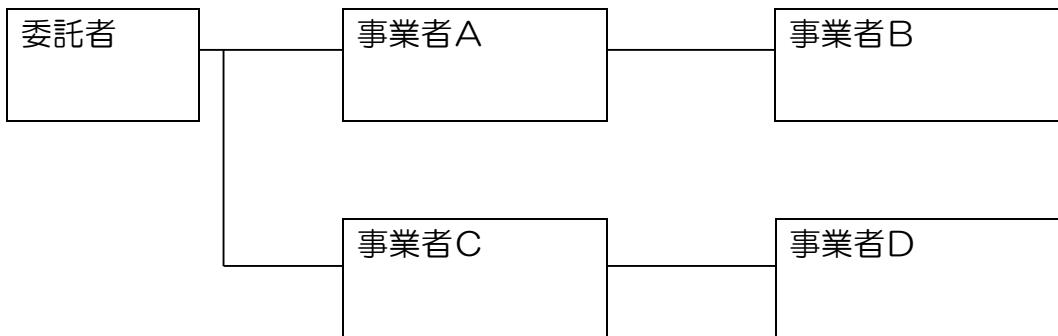
履行体制図

標記について、履行体制について下記のとおり提出いたします。

記

件 名 船橋労働基準監督署 電話機設備更新工事

	事業者名称	所在地	契約金額	業務の範囲
A				
B				
C				
D				



様式4
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

履行体制図変更届出書

標記について、履行体制の変更について下記のとおり届け出します。

記

件 名 船橋労働基準監督署 電話機設備更新工事

1. 契約件名

2. 変更の内容

3. 変更後の体制図

